

令和4年第12回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会	12月23日
閉 会	12月23日

令和4年第12回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和4年12月16日					
招集年月日	令和4年12月23日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 令和4年12月23日 午後1時30分					
及び宣言	(閉会) 令和4年12月23日 午後1時51分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 9名 欠席委員 0名 ○ 出席 × 欠席 遅早 遅刻早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	久末善輝	○			
	2	菊池和雄	○			
	3	森光行	○			
	4	山口公仁	○			
	5	京谷作右衛門	○			
	6	森宏樹	○			
	7	丸山由美子	○			
	8	山下敏雄	○			
	9	鈴木敏秋	○			
議事録署名委員	一番 久末善輝			八番 山下敏雄		
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 佐藤淳也			主事 野坂浩亮		

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
第 5	議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
第 6	議案第 3 号 農用地利用集積計画案の作成について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

今日は天気の良い中、皆さん大変ご苦労様です。
ただいまから、令和4年第12回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、1番 久末委員、8番 山下委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号1、場所は字宮越〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

番号2、場所は字宮越〇〇〇番 外6筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされていますので、賃貸借の解約が成立しています。

以上です。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

8番委員

解約した後、誰か借りないのか。

事務局

次回の総会に〇〇〇〇 〇〇〇〇で賃貸借が出てきます。

議 長

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第 5 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長

日程第 5、議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第 2 号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号 1、場所は字北村〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は 4, 3 4 8 m²です。

貸付人は字新村の〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による使用貸借権の設定となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第 6、議案第 3 号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第 3 号を朗読する。)

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号 1 から番号 6 の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、8 番 山下委員に関係のある内容ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、山下行委員の発言を禁じます。それでは、説明を求めます。

事務局

番号 1、場所は字中須田〇〇〇〇番 外 5 筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は 22, 023 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義人が〇〇〇〇〇さんで、既に亡くなっており、未相続の土地となっています。賃貸借権の契約にあたっては、相続人の持ち分の過半数以上の要件の同意が得られています。期間は 5 年です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号 2、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は 4, 036 m²です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は 3 年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号 3、場所は字新村〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は 5, 365 m²です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は 5 年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号 4、場所は字大留〇〇〇番 外 1 筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で、面積合計は 5, 877 m²です。

貸付人は字上ノ国の〇〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字北村〇〇〇番〇、地目は現況が田、公簿が畑で、面積は10,755㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は10年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字内郷〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は2,594㎡です。

貸付人は字北村の〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による使用貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1から番号6については、原案どおり可決いたします。

それでは、山下委員の発言を許します。

続きまして、番号7から番号11の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、3番 森光行委員に關係のある内容ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、森光行委員の発言を禁じます。それでは、説明を求めます。

事務局

番号7、場所は字桂岡〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも田で、面積は4,770㎡です。

貸付人は北斗市の〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は3,714㎡です。

貸付人は字小森の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号9、場所は字中須田〇〇〇番〇 外6筆、地目は現況が田、公簿が原野、畑、田、及び雑種地で、面積合計は14,021㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号10、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は15,266㎡です。

貸付人は函館市の〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号11、場所は字桂岡〇〇〇番 外6筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で、面積合計は44,979㎡です。

貸付人は字大留の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号7から番号11については、原案どおり可決いたします。

それでは、森光行委員の発言を許します。

続きまして、番号12の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、9番 鈴木、私に関係のある事項ですので、議事進行の都合上、議長の職務を職務代理者に交代するため、暫時休憩いたします。

※（議長交代）

議 長

休憩前より再開いたします。

本件については、9番 鈴木委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、鈴木行委員の発言を禁じます。

それでは、説明を求めます。

番号12、場所は字中須田〇〇〇〇番 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は9,485㎡です。

貸付人は札幌市の〇〇〇〇さん、借受人は字豊田の〇〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号12については、原案どおり可決いたします。

それでは、鈴木委員の発言を許します。

議事進行の都合上、議長の職務を交代するため、暫時休憩いたします。

※（議長交代）

議 長

休憩前より再開いたします。

続きまして、番号13から番号22の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号13、場所は字早瀬〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は3,646㎡です。

貸付人は字早瀬の〇〇〇〇さん、借受人は字桂岡の〇〇〇さんで、新規による賃貸借権の設定となっております。期間は1年です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号14、場所は字桂岡〇〇〇番 外2筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は25,099㎡です。

譲渡人は字桂岡の〇〇〇〇〇さん、譲受人は字大留の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、

売買による所有権の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号15、場所は字桂岡〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は200㎡です。
譲渡人は字中須田の〇〇〇〇さん、譲受人字新村の〇〇〇〇さんで、売買による所有権の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号16、場所は字新村〇〇〇番 外2筆、地目は現況・公簿とも畑及び田で、面積合計は9,744㎡です。

貸付人は字新村の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっております。期間は5年です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号17、場所は字中須田〇〇〇番〇、地目は現況が田、公簿が畑で、面積は6,000㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで、更新による賃貸借権の設定となっております。

当該地については、土地の名義人が〇〇〇〇さんで、既に亡くなっており、未相続の土地となっています。賃貸借権の契約にあたっては、相続人の持ち分の過半数以上の要件の同意が得られています。期間は5年です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号18、場所は字北村〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は2,016㎡です。

貸付人は札幌市の〇〇〇さん、借受人は字北村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、更新による使用貸借権の設定となっております。期間は3年です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号19、場所は字大安在〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況が田、公簿が畑及び原野で、面積合計は6,184㎡です。

譲渡人は字木ノ子の〇〇〇〇さん、譲受人は字小安在の〇〇〇さんで、売買による所有権の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号20、場所は字大安在〇〇〇番〇 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は6,216㎡です。

譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、譲受人は字小安在の〇〇〇さんで、売買による所有権の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号21、場所は字大安在〇〇〇番〇 外5筆、地目は現況が畑及び田、公簿が田で、面積合計は18,035.75㎡です。

譲渡人は北斗市の〇〇〇〇〇さん、譲受人は字小安在の〇〇〇〇〇さんで、贈与による所有権の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号22、場所は字小安在〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は110㎡です。

譲渡人は北斗市の〇〇〇〇〇さん、譲受人は字小安在の〇〇〇〇〇さんで、贈与による所有権の移転となっております。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

3番委員

この前の番号18についてはどうなったか。

事務局

〇〇〇〇〇については、年明け以降に現在の〇〇〇〇〇の社長に代表取締役を変更すると聞いています。

議 長

他にありませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号13から番号22については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、令和4年第12回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（午後1時51分）

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長 鈴木敏秋

署名委員 山下敏雄

署名委員 久末善輝